



## 後藤 時政氏

# オープン カレッジ

企業の知財マネジメントでは、自社技術に関してある領域をオープンにすることによって自社製品の市場を加速度的に形成するとともに、ある領域をクローズすることによって差別化・独自性を実現しながら利益を確保しなければならぬ。

このような知財マネジメントは大企業ばかりに適用されるものだと思うがちであるが、中小企業でも自社技術を特許にして他社に広く知られるようにするとともに、他社が実際にその技術を使いたいというところであれば実施許諾すること、ロイヤリティーを得たりすることができる。また、本当に重要なノウハウであれば敢えて特許化しないことも知財マネジメントにおいて重要な選択肢になる。

## 中小企業の知財マネジメント

この際中小企業にとって重要なのは、自社技術を持つ許化するのであれば本当に活用するに当たって作成される特許は年間約35万件である。この特許出願の際に特許庁に提出される書類である特許明細書は、大きく分けて、

① 技術経

② 営論・知財戦略論、金沢大学

③ 大学院自然科学研究科博士課程修了・工学博士。1968

④ 年生まれ。

この際中小企業にとって重要なのは、自社技術を持つ許化するのであれば本当に活用するに当たって作成される特許は年間約35万件である。この特許出願の際に特許庁に提出される書類である特許明細書は、大きく分けて、

# 特許理解を向上し活用を

れる。

このように考えると、中小

筆者らがこれらの特許明細書を代理人と自社もしくは個人で作成したものに比べて、2003年から2011年までの公開特許公報にある約350万件について平均数を調べたところ、いずれの年でも約2割の差があることがわかった。ちなみに2004年では代理人12.8割、自社(個人)9.9割であった。

このように考えると、中小企業が活用できる特許を得るためには特許明細書の作成においてできる限り代理人の支援を受けたり、特許明細書の作成に精通した専門の部署や人員に任せたりすべきだと考えられる。

特許取得は必要な書類を特許庁に提出することから始まる。これらの特許出願は全てが審査されるわけではなく、出願人が審査請求したもののだけが審査される。

したがって、代理人は特許明細書を作成する時から、ユーザター禁止の原則の制限を受けられないようにできるだけ多くの事項について記載することによって補正の自由度を広くしようと意識しており、これがページ数に差を生じさせている原因だと思われる。

